

令和6年度 鋸南町男女共同参画推進委員会

日 時 令和7年1月15日（水）
午後2時00分から
場 所 鋸南町役場 3階 大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

（1）副会長の選出

（2）鋸南町男女共同参画推進計画について

（3）鋸南町男女共同参画推進計画の進捗状況・実施状況について

4 閉 会

配布資料

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 資料 1 鋸南町男女共同参画推進委員会設置要綱
- ・ 資料 2 - 1 鋸南町男女共同参画推進計画進捗状況
- ・ 資料 2 - 2 鋸南町男女共同参画推進計画実施状況
- ・ 鋸南町男女共同参画推進計画

鋸南町男女共同参画推進委員会

No.	氏名	所属等
1	すずき ふじお 鈴木 富士夫	人権擁護委員
2	おかむら たえこ 岡村 妙子	民生委員児童委員
3	はやかわ ようこ 早川 洋子	農業委員会会長職務代理
4	あおき けんせい 青木 剣菁	商工会女性部長
5	あき ら ゆうすけ 秋 良 優 介	PTA 連絡協議会長
6	よねやま よしこ 米山 美子	ボランティア連絡協議会
7	わたり 渡 ひとみ	千葉県男女共同参画地域推進員
8	すずき しょういちろう 鈴木 正一郎	千葉県男女共同参画地域推進員
9	かしわばら さ わ こ 柏原 佐和子	千葉県多様性社会推進課 副参事(兼)男女共同参画室長
10	よしだ しゅういち 吉田 修一	鋸南町総務企画課長
11	つしま なおこ 対馬 尚子	鋸南町保健福祉課長

○鋸南町男女共同参画推進委員会設置要綱

令和 3 年 9 月 21 日鋸南町告示第 73 号

改正

令和 4 年 2 月 17 日鋸南町告示第 11 号

鋸南町男女共同参画推進委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 鋸南町における男女共同参画社会の形成に向けて、総合的に施策の推進を図るため、鋸南町男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、男女共同参画推進計画の策定及び推進について協議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表
- (3) その他町長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会の委員は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(委員)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 委員会は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じ関係職員及び学識経験者等から意見を聴取することができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、総務企画課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 17 日鋸南町告示第 11 号）

この告示は、公布の日から施行する。

鋸南町男女共同参画推進計画 進捗状況(令和5年度分)

施策	指標	単位	現状値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和7年度)
男女共同参画の実現に向けた基盤づくり	千葉県男女共同参画 地域推進員(鋸南町)	人	2	2	2	現状維持
あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり	各種審議会・委員会の女性の割合	%	19.4	21.9	23.0	40
	保育所待機児童率 幼稚園一時預かり保育所待機児童率 学童保育所待機児童率	%	0	0	0	現状維持
健康で安心・安全な地域づくり	特定健診受診率	%	21.7	33.4	33.8	65
	DV被害発生件数	件	0	2	0	現状維持
	町消防団における女性消防団員数	人	15	14	14	現状維持

基本目標	基本的な課題	施策	担当課	実施した事業内容	成果	課題	今後の方向性
		(4)町女性職員の管理職などへの登用促進・町女性職員採用者割合の増加	総務企画課	①女性の採用応募者の拡大、積極的な採用につとめる。 ②将来の女性管理職へのステップとして室長、主査職への女性職員の登用推進	①R5採用者は10名中6名が女性 ②R5は9名の管理職中2名	現在の管理職の次代は、年齢が離れているため、管理職の候補となる時期が遅くなってしまう。	室長職、主査職へ積極的な登用を図る。
	(3)家庭・地域における男女共同参画の推進	(1)男性に対する家庭への参画意識啓発	教育課 保健福祉課	広報を通して子育て広場のイベントや子育て講座に男性も参加するよう呼びかけた。	子育て広場の利用に父親が同伴している姿が度々見受けられた。	男性に特化した講座の開催は実施していないが、男性が学びたいと感じる講座の開催を計画する必要がある。	広報を通して男性への啓発を実施していく。
		(2)自治会への男女共同参画の周知・啓発	総務企画課	実施なし	実施なし	地域における性別役割分担意識の解消に向け、必要な情報提供を行っていく。	実施なし
		(3)ボランティア活動の活性化	保健福祉課	①訪問型サービスB事業(訪問助け合い活動)(ちょこボラ) ②福祉有償運送事業(カーぼら)	①訪問型サービスB事業 利用延人数172名 利用回数475回 ②福祉有償運送事業(カーぼら) 利用延人数927名 利用回数3,106回	①-1サービス提供時間の偏りで、マッチングが少し困難なケースもある。 ①-2周知しているが、サービス提供につながらないケースも多い。 ②地域性から軽車両の導入と車両の老朽化。	①より多くのサポーターを養成し、利用者の希望する曜日・時間帯、在住する地域によらずに対応できるようにする。 ②運転ボランティア養成研修の受講料の助成を継続していく。
基本目標3:家庭・地域における男女共同参画の推進	(1)生涯を通じた健康づくりの促進	(1)若年層の特定健診・健康意識向上に対する啓発	保健福祉課 税務住民課	・フレッシュ健診 600円(税務住民課) ・キックオフ健診(40歳のみ) 無料(税務住民課)	・フレッシュ健診 受診率26.0% ・キックオフ健診 受診率9.1%	若年増の更なる受診率の向上	カラー刷りパンフレット送付及び広報
		(2)各種健診、がん検診などの推進	保健福祉課 税務住民課	・総合検診、各種がん検診(保健福祉課) ・施設健診及び集団健診(税務住民課)	・総合検診受診者数572名(保健福祉課) ・令和5年度受診率 33.8%(税務住民課)	・40,50代の検診受診率の向上(保健福祉課) ・検査結果連絡票の推奨(税務住民課)	・受診勧奨の強化、インターネットでの申し込みを整備する(保健福祉課) ・窓口で新規国保加入者に対し受診勧奨チラシ配布(税務住民課)
		(3)不妊治療、周産期医療体制の充実	保健福祉課	実施なし	実施なし	実施なし	個別に相談があれば必要に応じた医療機関等の案内を行っていく。
	(2)誰もが安心して暮らせる環境の整備	(1)介護予防教室の充実	保健福祉課	①地域リハビリテーション活動支援事業 ②介護予防把握事業 ③地域介護予防活動支援事業	①地域リハビリ活動支援事業 開催地区数7地区 参加者数 63名 個別訪問者数8名 ※前年度と横ばい ②基本チェックリスト回収率70.1% 個別指導数(訪問・電話)33名 ※回収率・個別指導数ともに横ばい ③参加者数 実128名 延536名 ※自主化を強化したため、地区への介入回数を減らした。	・介護予防の効果からリハ職の介入の強化 ・マンパワー不足によるアウトリーチの実施 ・予防事業の未参加者への対応	・介護予防把握事業のアウトリーチ(訪問・電話)の継続し、リハ職等の専門職の介入を強化。 ・介護予防事業の内容変更を検討。事業対象者の通所型サービスA・C、訪問型サービスCを実施予定
		(2)介護支援サービスの充実	保健福祉課	①総合相談事業 ②家族介護支援事業	①電話相談401件、面接相談184件 家庭訪問263件、連絡調整621件 ②介護者の集い(調理実習16名・座談会23名・講話44名)	認知症についての啓発が不十分	認知症介護者への支援の促進
		(3)ひとり親家庭への支援の充実	保健福祉課	①児童扶養手当事業 ②ひとり親家庭医療費等助成事業 ③母子寡婦福祉資金貸付事業	令和5年度末時点 ①受給者数42名 ②対象者数31名 ③利用者数6名	ひとり親家庭へ各制度が周知されておらず未申請者がいる。	対象者へ行き届くような啓発

基本目標	基本的な課題	施策	担当課	実施した事業内容	成果	課題	今後の方向性
		(4) 障害者への支援体制の充実・強化	保健福祉課	①地域生活支援事業 ②日常生活支援事業	①地域生活支援事業 意思疎通支援2件 地域活動支援センター利用数13名 日中一時支援事業利用数8名 ②日常生活支援用具給付件数101件	障害者当事者の重度化・高齢化。また支える家族の高齢化。	アウトリーチによる相談支援及び障害福祉サービスの啓発
		(5) 公共施設などのバリアフリー化の推進	各施設管理者	令和5年10月に開業した道の駅保田小学校拡張施設(保田小附属ようちえん)において、バリアフリーへの対応を図った。	同左	既存の施設においては、引き続きバリアフリーに向けた取組が必要。	各施設において、バリアフリー化に向けて検討していく。
		(6) 人権相談の実施	税務住民課	心配ごと相談	年6回開催(予約制) 年間2件相談あり	なし	・引き続き行政相談委員及び民生児童委員と共同で相談実施 ・開催日新聞掲載(法務局対応) ・町おしらせ版に開催日掲載
基本目標3:家庭・地域における男女共同参画の推進	(2) 誰もが安心して暮らせる環境の整備	(7) DV・児童虐待を許さない意啓発	保健福祉課 教育課	・健康福祉センター等の関係機関と連携しポスターやチラシ等で啓発を行った。(保健福祉課) ・鋸南町家庭教育だより「ほほえみ通信」にて児童虐待に係るパンフレットを掲載し、啓発を行った。(教育課)	・DVについて、周知することができた。(保健福祉課) ・保幼小中の児童生徒のいる全家庭に周知することができた。(教育課)	特になし	継続していく。
		(8) DV・児童虐待の相談体制強化	保健福祉課 教育課	・要対協事務局として、2か月に1回実務者会議等を行い関係機関と連携を図り、個々のケースに対応している。(保健福祉課) ・児童生徒が学校や学校外で困ったことや相談したいことを把握する教育相談アンケートを年間、小学校は5回、中学校は3回行った。また、保護者に対しては教育委員会内に相談窓口を設けた。(教育課)	・定期的に会議を行うことで関係機関との連携が図れている。(保健福祉課) ・定期的にアンケート調査を行うことで、問題の早期解決に繋がった。(教育課)	・専門性を有した職員の確保(保健福祉課) ・特になし(教育課)	継続していく。
		(9) 民生委員児童委員、主任児童委員の相談体制強化	保健福祉課	民生委員児童委員、主任児童委員へ気軽に相談できるよう積極的な関わりを推進した。	準要保護等の児童について、担当課と民生委員、児童委員の相談体制の強化につながった。	困難を抱える家庭の訪問きつかけがつかみにくい。	継続して地域包括支援センターを中心として相談窓口の体制強化をしていく。
	(3) 防災・復興における男女共同参画の推進	(1) 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知・啓発	総務企画課	ガイドラインの内容は、課内での共有に留まった。	特になし	特になし	避難所運営をはじめとする災害対応業務に従事する職員に対して、ガイドラインの周知を図る。
		(2) 女性や子育て世代などに配慮した物資の備蓄推進	総務企画課	以前より、生理用品、乳幼児用品の備蓄を行っている。	同左	一定の備蓄を行っているが、倉庫等の容量等により、十分とはいえない。	期限等に注意し、随時更新を行っていく。
		(3) 町消防団への若者・女性の参画促進	総務企画課	消防団員募集チラシと合わせて、女性向けのチラシを全戸配布、成人式での配布した。	女性団員は増加しなかったが、団員数は増加となった。	消防団活動の内容周知。	継続してチラシの配布等を行う。